

奈良県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金、中山間地域等直接支払推進交付金及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金を市町村又は農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領第3に定める地域協議会（以下、「地域協議会」という。）に交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(遵守事項)

第2条 交付金の交付を受けようとする者は、中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）、中山間地域等直接支払交付金交付要綱(平成12年4月1日12構改B第392号農林水産事務次官依命通知)、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日27生産第2855号農林水産省生産局長通知、平成28年4月1日27農振第2219号農村振興局長通知）、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）及び中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）に従わなければならない。

(交付対象経費及び補助率等)

第3条 交付の対象となる経費及び補助率等は、別表1のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金の交付を申請する場合は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 交付金等交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2-1号様式もしくは第2-2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）

2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に

交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の書類を受理し適当と認めるときは、交付金の交付の決定を通知するものとする。

2 規則第7条第1項の規定により交付金の交付を申請した者が申請を取り下げできる期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

3 知事は、交付金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

4 事業の着手は、交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届(第12号様式)を知事に提出するものとする。

(知事の承認を要しない内容又は経費の配分の軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更は、別表1のとおりとする。

(変更の承認の申請)

第7条 交付金の交付の決定の通知を受けた者は、当該決定に係る交付金事業の内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第8条 知事は、交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、当該交付決定額の範囲内で交付金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により、交付金の概算払を受けようとする者は、概算払請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業の遂行状況報告書)

第9条 交付金の交付の決定の通知を受けた者は、その年度の12月31日現在における事業の遂行状況を当該年度の1月20日までに事業遂行状況報告書(第6号様式)を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、12月31日までに第8条第2項の規定による概算払請求書を提出している場合は、この限りでない。

(完了実績報告)

第10条 交付金の交付の決定を受けた者は、交付金事業が完了したときは、交付金事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は交付金事業の完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を、知

事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第7号様式）
- (2) 交付金等交付請求書（第8号様式）
- (3) 事業実績書（第9-1号様式もしくは第9-2号様式）
- (4) 収支精算書（第10号様式及び第11号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（交付金の確定及び交付）

第11条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、その内容を適当と認め交付金の額を確定したときは、交付金を交付する。この場合において、第8条第1項の規定によって概算払をしたときは、当該交付金について精算するものとする。

2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の交付金の返還を交付金の交付を受けた者に対し請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 知事は、交付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した交付金の返還を命ずるものとする。

（財産の管理等及び処分の制限）

第13条 交付金の交付を受けた者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 取得財産等のうち規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

4 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

5 交付金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

6 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。